

意見提出者	西日本電信電話株式会社
1. 項目	遠隔医療に関する規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>医師法等では対面による診療が原則とされており、遠隔医療は、患者が離島・僻地等に居住し対面が困難な場合や特定の慢性疾患の場合を除き、認められていない。また、遠隔医療では診療報酬の適用範囲が限定されており、且つ適用される場合であってもその報酬には遠隔医療に必要なシステム・機器等の費用が考慮されていない。</p> <p>このため、現時点における遠隔医療は一部地域での限定的な実施にとどまっており、期待されていた、医師の不足・偏在の解消への貢献、患者の診療場所までの移動に伴う時間的・金銭的負担の軽減といった効果も限られたものとなっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師法第20条及び歯科医師法第20条</li> <li>・「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の一部改正について（医政発第0331020号 平成15年3月31日）</li> </ul>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>遠隔医療の適用条件を緩和するとともに、遠隔医療における診療報酬の見直しを図ることが適切と考える。</p>